

令和4年3月福島県沖地震に係る
生活再建支援制度のご案内（第2版）

福島市役所 共生社会推進課

被災者生活再建支援制度による 支援金の支給を受けるための手引き

令和4年3月福島県沖地震

【支援の内容】

- ①基礎支援金・・・住宅の被害程度に応じて支給されます。
- ②加算支援金・・・住宅の再建方法に応じて支給されます。ただし、「全壊」・「大規模半壊」・「解体」に該当する場合は基礎支援金を申請しなければ申請できません。

・被災区分が「全壊」・「大規模半壊」・「半壊（被災した住宅を解体）」の場合

区分		複数（2人以上） 世帯	単数（単身） 世帯
基礎 支援 金	全壊（※）	100万円	75万円
	大規模半壊	50万円	37.5万円
加算 支援 金 （※） ②	建設又は購入	200万円	150万円
	補修（基礎・壁・柱等の構造耐力 上主要な部分の補修を伴うもの）	100万円	75万円
	賃借（公営住宅を除く）	50万円	37.5万円

※ 次の条件を満たした場合も「全壊」とみなされます。

住宅が「大規模半壊」・「中規模半壊」又は「半壊」のり災証明を受けたが、住宅の敷地に被害が生じ、そのままにしておく危険であるため、又は修理するには、あまりにも高い経費を要するため、これらの住宅を解体した場合。

・被災区分が「中規模半壊」の場合（中規模半壊は基礎支援金対象外となります）

区分		複数（2人以上） 世帯	単数（単身） 世帯
加算 支援 金 （※）	建設又は購入	100万円	75万円
	補修（基礎・壁・柱等の構造耐力 上主要な部分の補修を伴うもの）	50万円	37.5万円
	賃借（公営住宅を除く）	25万円	18.75万円

※ 加算支援金の再建方法が2つ以上該当する場合は、いずれか高い金額が適用されます。

【活用できる方】

「全壊」・「大規模半壊」または「中規模半壊」のり災証明を受けた世帯の世帯主
 (左記「※ 全壊とみなされる場合」を含む)

【必要書類】

	必要書類	全 壊	大規模 半 壊	解 体	敷 地 被 害 解 体	中規模 半 壊
基礎 支 援 金	1 同意書 (※1)	○	○	○	○	-
	2 解体証明書			○	○	-
	3 敷地被害証明書類				○	-
	4 預金通帳の写し	○	○	○	○	-
	5 居住を証明する書類 (※2)	△	△	△	△	-
加算 支 援 金	1 契約書の写し (※3)	○	○	○	○	○
	2 預金通帳の写し	○	○	○	○	○
	3 同意書 (※1)					○
	4 居住を証明する書類 (※2)					△

- ※1 被災状況・世帯情報の取得に関する同意書を提出いただくことで、被災当時の世帯全員の住民票及びり災証明書の添付を省略することができます。
- ※2 令和4年3月16日時点で、被災場所に居住していても住民票がない方は居住の実態が確認できる書類（公共料金領収書の写し等）の提出が必要です。
領収書には、「契約者名・使用場所（住所）・金額・使用期間に令和4年3月16日が含まれるもの」等の記載が必要です。
- ※3 契約書は、「契約者名・工期・工事場所（住所）・工事内容・金額」等が記載されたものが必要です。

【申請期間】

基礎支援金：令和4年3月26日から令和6年4月15日まで※1年間延長されました
 (災害発生の日から25ヶ月間)

加算支援金：令和4年3月26日から令和7年4月15日まで
 (災害発生の日から37ヶ月間)

●お問い合わせ先

受付窓口：福島市役所 共生社会推進課

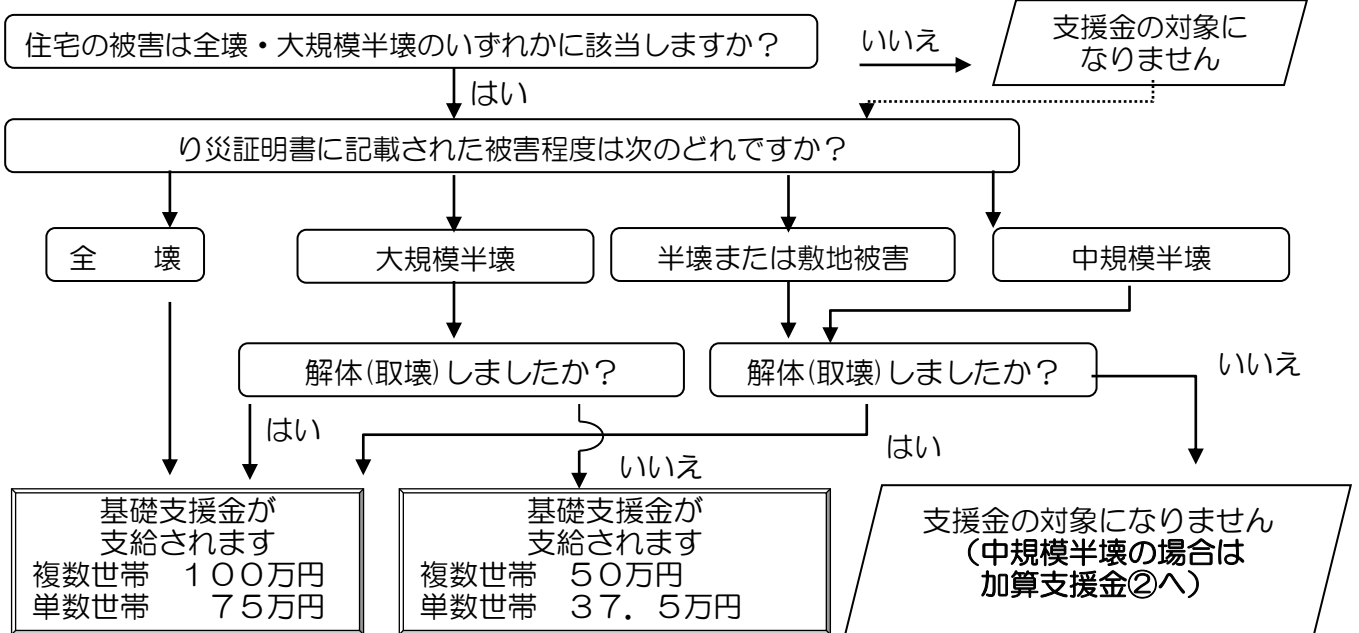
☎直通 525-3760 ✉MAIL tiiki@mail.city.fukushima.fukushima.jp

受付時間：月曜日～金曜日（年末年始、祝祭日を除く）午前8：30～午後5：15

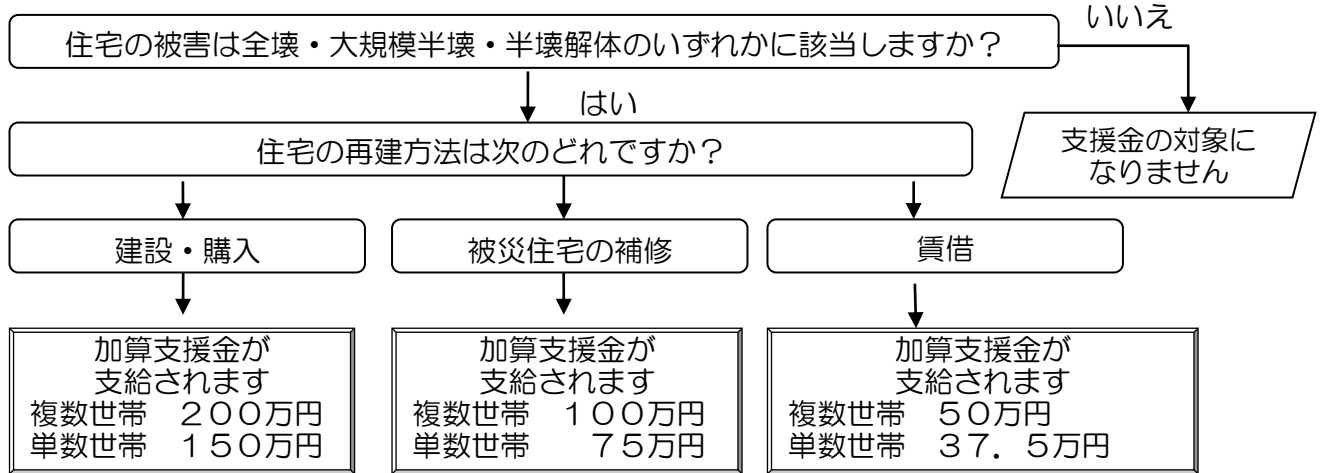
メールでのお問い合わせ：メールでのお問い合わせの場合は、回答まで少しお時間をいただく場合がございます。

支援金支給申請に関するセルフチェックをしてみましょう

<基礎支援金>



<加算支援金①>



<加算支援金②> 中規模半壊の場合

